

令和4年10月28日

報道機関各位

危機管理局原子力安全対策課長

再処理工場、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター、低レベル放射性廃棄物埋設センター、ウラン濃縮工場、東通原子力発電所に関する報告について

日本原燃（株）及び東北電力（株）から安全協定に基づく報告がなされたので、別紙のとおりお知らせします。

○再処理工場

・定期報告

- (1) 使用済燃料の受入量、再処理量及び在庫量並びに製品の生産量
(令和4年9月分)
 - (2) 主要な保守状況 (令和4年9月分)
 - (3) 放射線業務従事者の被ばく状況 (令和4年度第2四半期分)
 - (4) 女子の放射線業務従事者の被ばく状況 (令和4年度第2四半期分)
 - (5) アクティブ試験実施状況 (令和4年9月分)
 - (6) 放射性物質の放出状況 (令和4年9月分)
 - (7) 放射性固体廃棄物の保管廃棄量 (令和4年9月分)
- ・品質保証の実施計画書の訂正 (令和4年度)
- ・品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果
(令和4年度上期報告)

○高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター

・定期報告

- (1) ガラス固化体受入れ・管理数量及び主要な保守状況 (令和4年9月分)
- (2) 放射線業務従事者の被ばく状況 (令和4年度第2四半期分)
- (3) 女子の放射線業務従事者の被ばく状況 (令和4年度第2四半期分)
- (4) 放射性物質の放出状況 (令和4年9月分)

- (5) 放射性液体廃棄物の保管廃棄量（令和4年9月分）
- (6) 放射性固体廃棄物の保管廃棄量（令和4年9月分）
- ・品質保証の実施計画書の訂正（令和4年度）
- ・品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果（令和4年度上期報告）

○低レベル放射性廃棄物埋設センター

- ・定期報告
 - (1) 廃棄物受入れ・埋設数量及び主要な保守状況（令和4年9月分）
 - (2) 放射線業務従事者の被ばく状況（令和4年度第2四半期分）
 - (3) 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和4年度第2四半期分）
 - (4) 放射性物質の放出状況（令和4年9月分）
 - (5) 放射性固体廃棄物の保管廃棄量（令和4年9月分）
 - (6) 地下水中の放射性物質の濃度の測定結果（令和4年9月分）
- ・廃棄物受入れ・埋設計画変更（令和4年度）
- ・品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果（令和4年度上期報告）

○ウラン濃縮工場

- ・定期報告
 - (1) 運転状況及び主要な保守状況（令和4年9月分）
 - (2) 放射線業務従事者の被ばく状況（令和4年度第2四半期分）
 - (3) 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和4年度第2四半期分）
 - (4) 放射性物質及びフッ素化合物の放出状況（令和4年9月分）
 - (5) 放射性廃棄物の保管廃棄量（令和4年9月分）
 - (6) 核燃料物質の在庫量（令和4年9月末現在）
- ・品質保証の実施計画書の変更（令和4年度）
- ・品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果（令和4年度上期報告）

○東通原子力発電所

- ・定期報告
 - (1) 運転状況（令和4年9月分）
 - (2) 新燃料の貯蔵状況（令和4年度第2四半期分）
 - (3) 使用済燃料の貯蔵状況（令和4年9月分）
 - (4) 主要な保守状況（令和4年9月分）

- (5) 放射性固体廃棄物の保管量（令和4年9月分）
- (6) 放射線業務従事者の被ばく状況（令和4年度第2四半期分）
- (7) 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和4年度第2四半期分）

報道機関用提供資料（連絡先）		
担当課	危機管理局原子力安全対策課 課長代理 工藤正敬	
電話 番号	（内線）	6 4 8 7
	（直通）	0 1 7 - 7 3 4 - 9 2 5 3
報道監	危機管理局 次長 築田潮	

六ヶ所再処理工場に係る定期報告書
(令和4年9月及び令和4年度第2四半期報告)

2022再計発第197号
令和4年10月28日

青森県危機管理局
原子力安全対策課長
竹ヶ原 仁 殿

日本原燃株式会社
常務執行役員
再処理事業部長
宮越 裕久

六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第6条第1項の下記事項について別紙のとおり報告します。

記

1. 六ヶ所再処理工場の運転保守状況

- (1) 使用済燃料の受入量、再処理量及び在庫量並びに製品の生産量（実績）
- (2) 主要な保守状況
- (3) 放射線業務従事者の被ばく状況
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
- (4) 女子の放射線業務従事者の被ばく状況
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
- (5) アクティブ試験実施状況

2. 放射性物質の放出状況

3. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量

1. 六ヶ所再処理工場の運転保守状況

(1) 使用済燃料受入量、再処理量及び在庫量並びに製品の生産量（実績）

(令和4年9月分)

(使用済燃料)

		受入量		再処理量		在庫量（月末）	
		体数	ウラン量(トンU)	体数	ウラン量(トンU)	体数	ウラン量(トンU)
PWR 燃料	当月	0	0	0	0	3486	約1484
	累積	3942	約1690	456	約206		
BWR 燃料	当月	0	0	0	0	8583	約1484
	累積	9829	約1703	1246	約219		
合計	当月	0	0	0	0	12069	約2968
	累積	13771	約3393	1702	約425		
(備考)							

(製品)

	生産量	
	ウラン製品（トンU）	プルトニウム製品（kg）
当月	0	0
累積	約366	約6658

(注1) 使用済燃料のウラン量は、照射前金属ウラン質量換算とする。

(注2) ウラン製品量は、ウラン酸化物製品の金属ウランの質量換算とする。なお、ウラン試験に用いた金属ウラン（51.7トンU）は、ウラン製品には含めていない。

(注3) プルトニウム製品量は、ウラン・プルトニウム混合酸化物の金属ウラン及び金属プルトニウムの合計質量換算とする。

(2) 主要な保守状況（令和4年9月分）

定期事業者検査

使用済燃料貯蔵設備の計測制御系、その他再処理設備の附属施設の計測制御系

再処理施設本体の自主検査等

分離施設、精製施設、プルトニウム精製設備、精製建屋塔槽類廃ガス処理設備、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備、固体廃棄物の廃棄施設、安全圧縮空気系、安全冷却水系、漏えい検知装置等、放射線管理施設、その他再処理設備の附属施設

(3) 放射線業務従事者の被ばく状況（令和4年度第2四半期分）

（単位：人）

	放射線業務従事者数	線量（mSv）区分別放射線業務従事者数					
		5以下	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超えるもの
当該四半期	8030	8030	0	0	0	0	0
年度							

（注1） 5 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 四半期毎の報告月に限り記載する。（年度については第4四半期に限り記載する。）

(4) 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和4年度第2四半期分）

（単位：人）

放射線業務従事者数	3月間の線量（mSv）区分別放射線業務従事者数			
	1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超えるもの
180	180	0	0	0

（注1） 1 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

（注3） 四半期毎の報告月に限り記載する。

(5) アクティブ試験実施状況 (令和4年9月分)

建屋	設備	試験の実施状況	進捗率 (%)
前処理建屋	燃料供給設備、せん断処理設備、溶解設備、清澄・計量設備	—	100 (平成18年3月31日より開始)
分離建屋	分離設備、分配設備、酸回収設備、溶媒回収設備、高レベル廃液処理設備	(使用済み硝酸処理)、(使用済み有機溶媒処理)、(廃液処理)	100 (平成18年4月16日より開始)
精製建屋	ウラン精製設備、プルトニウム精製設備、酸回収設備、溶媒回収設備	(使用済み硝酸処理)、(使用済み有機溶媒処理)	100 (平成18年4月18日より開始)
低レベル廃液処理建屋	低レベル廃液処理設備	液体廃棄物放出量確認試験、(廃液処理)	90 (平成18年4月11日より開始)
分析建屋	分析設備	(試料分析及び分析機器較正)	100 (平成18年5月23日より開始)
ウラン脱硝建屋	ウラン脱硝設備	—	100 (平成18年10月4日より開始)
ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	—	100 (平成18年10月28日より開始)
低レベル廃棄物処理建屋	低レベル固体廃棄物処理設備	(廃棄物処理)	100 (平成18年5月10日より開始)
チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋	低レベル固体廃棄物処理設備	(廃棄物処理)	100 (平成18年5月22日より開始)
高レベル廃液ガラス固化建屋	高レベル廃液ガラス固化設備	(廃液の受入れ)、(廃棄物の貯蔵)	79 (平成18年5月31日より開始)
使用済み燃料受入れ・貯蔵建屋	低レベル固体廃棄物処理設備	(チャンネルボックス、バーナブルポイズンの取扱い等)	100 (平成18年3月31日より開始)
その他 (再処理施設全体として行うもの)	—	気体廃棄物放出量確認試験、線量当量率及び空気中の放射性物質濃度確認試験、再処理施設全体の処理性能確認試験、核燃料物質の物質収支確認	87 (平成18年3月31日より開始)
総合進捗率			96

〈注記〉

- 低レベル廃液処理建屋
液体廃棄物放出量確認試験 : 低レベル廃液処理設備で処理された液体廃棄物の放出放射エネルギーを確認する。

- 再処理施設全体として行うもの
 - 気体廃棄物放出量確認試験 : 使用済燃料を処理することにより発生する気体廃棄物の放出放射エネルギーを確認する。
 - 線量当量率及び空気中の放射性物質濃度確認試験 : 所定の場所における線量当量率及び空気中の放射性物質濃度の確認を行う。
 - 再処理施設全体の処理性能確認試験 : 再処理施設全体の処理能力を確認する。
 - 核燃料物質の物質収支確認 : 再処理施設全体における核燃料物質の物質収支を確認する。

- 試験運転の一環として行うもの
 - 使用済み硝酸処理 : 試験運転に係る作業により発生する使用済み硝酸の処理を行う。
 - 使用済み有機溶媒処理 : 試験運転に係る作業により発生する使用済み有機溶媒の処理を行う。
 - 廃棄物（廃液）処理 : 試験運転に係る作業により発生する廃棄物（廃液）の処理を行う。
 - 試料分析及び分析機器較正 : 試験運転に係る作業により発生する試料の分析を行う。また分析用標準核燃料物質（ウラン同位体標準、ウラン純度標準、トリウム純度標準、プルトニウム同位体標準、プルトニウム純度標準等）を使用し、分析機器の較正等を行う。
 - 廃液の受入れ : 試験運転に係る作業により発生する廃液の受入れを行う。
 - 廃棄物の貯蔵 : 試験運転に係る作業により発生する固体廃棄物については、それぞれの貯蔵設備で保管廃棄する。
 - チャンネルボックス、バーナブルポイズンの取扱い等 : アクティブ試験に用いる使用済燃料について、チャンネルボックス、バーナブルポイズンの取り外し及び切断処理、前処理建屋への移送などを適宜実施する。

2. 放射性物質の放出状況（令和4年9月分）

(1) 放射性液体廃棄物の放射性物質の放出量

(単位：Bq)

核種 (測定箇所)	当月の 放出量	当月までの累積放出量					年間放出 管理目標値
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度	
H-3 (放出前貯槽)	1.0×10^8	8.4×10^8	2.5×10^9			3.3×10^9	1.8×10^{16}
I-129 (放出前貯槽)	ND	2.6×10^5	1.8×10^6			2.1×10^6	4.3×10^{10}
I-131 (放出前貯槽)	ND	ND	ND			ND	1.7×10^{11}
その他α線を放出する核種 (放出前貯槽)	ND	ND	ND			ND	3.8×10^9
その他α線を放出しない核種 (放出前貯槽)	ND	ND	ND			ND	2.1×10^{11}

(備考) 放出量については、端数処理をしている。

(2) 放射性気体廃棄物の放射性物質の放出量

(単位：Bq)

核種 (測定箇所)	当月の 放出量	当月までの累積放出量					年間放出 管理目標値
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年度	
Kr-85 (排気口)	ND	ND	ND			ND	3.3×10^{17}
H-3 (排気口)	4.4×10^9	1.4×10^{10}	8.8×10^9			2.3×10^{10}	1.9×10^{15}
C-14 (排気口)	ND	ND	ND			ND	5.2×10^{13}
I-129 (排気口)	ND	ND	ND			ND	1.1×10^{10}
I-131 (排気口)	1.7×10^5	8.4×10^6	1.7×10^5			8.6×10^6	1.7×10^{10}
その他α線を放出する核種 (排気口)	ND	ND	ND			ND	3.3×10^8
その他α線を放出しない核種 (排気口)	ND	ND	ND			ND	9.4×10^{10}

(備考) 放出量については、端数処理をしている。

(注) NDは、検出限界未満を示す。

3. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量（令和4年9月分）

放射性廃棄物の種類	当月の保管廃棄量	累積保管廃棄量
ガラス固化体（本）	0	3 4 6
ハル及びエンドピース（本）	0	2 2 1
チャンネルボックス及びバーナブルポイズン（本）	0	2 5 2
雑固体廃棄物等（本）	1 2 0	5 4 2 3 6
廃樹脂及び廃スラッジ（m ³ ）	0	4 9 . 2

（注1）ハル及びエンドピースについては、1,000リットル容器の本数とする。

（注2）チャンネルボックス及びバーナブルポイズン並びに雑固体廃棄物等の量については、200リットルドラム缶に換算した本数で示す。

令和4年度品質保証の実施計画書の訂正

2022安品品発第37号

令和4年10月28日

青森県知事

三村 申吾 殿

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

令和4年3月30日に提出した六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第6条第1項の品質保証の実施計画について別紙のとおり訂正したことから報告します。

以上

六ヶ所再処理工場 令和4年度 品質保証の実施計画

I. 品質マネジメントシステムに係る実施計画

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、品質方針を設定、周知し、社員の理解を深め、法令・安全協定の遵守及び原子力安全の重要性に対する認識を徹底させる。

(2) 品質目標の設定、周知

社長は、監査室長、調達室長^{※1}、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長に、所管する業務について品質方針に基づく品質目標を設定させ、当該業務を行う社員に周知させる。

(3) 社長による評価

社長は、品質方針、品質目標を含む品質マネジメントシステムの実効性が維持されていることの評価を行う。(年1回以上)

(4) 文書及び記録の管理

監査室長、調達室長^{※1}、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、「再処理施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書(以下、「文書類」という。)に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理する。

(5) 保安活動の実施

再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、再処理施設の操作、核燃料物質の管理、施設管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時の措置に係る業務を実施する。

(6) 調達

調達室長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、物品及び役務の調達を行う。

(7) 内部監査

監査室長は、文書類に従い、再処理施設の保安に係る業務等について、監査を行う。(年1回以上)

(8) 不適合管理

監査室長、調達室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、不適合が検出された場合は、文書類に従い、その不適合を確実に識別し、適切な処置を行い、その結果を記録する。

(9) 是正処置及び未然防止処置

監査室長、調達室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価する。

(10) 教育・訓練

再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、再処理施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように教育・訓練を実施する。

2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組み

(1) 安全・品質改革委員会の活動

社長を委員長とした安全・品質改革委員会により、当社全体の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行う。

(2) 安全・品質本部による事業部の品質マネジメントシステムに係る活動の支援

安全・品質本部長は、社長の補佐として、品質マネジメントシステムの重要性を認識させ、継続的にパフォーマンスが向上するよう、再処理事業部及び技術本部を支援する。

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

社長は、当社と協力会社の経営層からなる「品質保証マネジメント会議」を開催し、当社と協力会社が一体となった品質マネジメントシステムに係る活動を推進する。(年1回以上)

(2) 再処理事業部と協力会社との連携

再処理事業部長は、日本原燃安全推進協議会(再処理事業所)及び安全パトロールを開催し、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進する。

4. 安全・品質改革検証委員会

社長は、社外有識者等からなる「安全・品質改革検証委員会」を開催し、当社の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況について、評価・助言を受ける。

5. その他

- (1) 全社安全大会の開催
- (2) 品質月間行事の実施

II. 常設の第三者外部監査機関の監査

安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、第三者外部監査機関による定期的な監査を受ける。(年2回)

監査室長は、文書類に従い、第三者外部監査機関による定期的な監査を受ける。(年1回)

以 上

※1 記載漏れ箇所の訂正

品質保証の実施計画書（令和4年度） 訂正前後比較表

訂正前	訂正後
<p>別紙</p> <p>六ヶ所再処理工場 令和4年度 品質保証の実施計画</p> <p>I. 品質マネジメントシステムに係る実施計画</p> <p>1. 保安活動等の実施</p> <p>(1) 品質方針の設定、周知 … (略) …</p> <p>(2) 品質目標の設定、周知 社長は、監査室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長に、所管する業務方針に基づく品質目標を設定させ、当該業務を行う社員に周知させる。</p> <p>(3) 社長による評価 … (略) …</p> <p>(4) 文書及び記録の管理 監査室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、「廃棄物管理施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書（以下、「文書類」という。）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理する。</p> <p>(5) 保安活動の実施 … (略) …</p> <p>(6) 調達 … (略) …</p> <p>(7) 内部監査 … (略) …</p> <p>(8) 不適合管理 … (略) …</p> <p>(9) 是正処置及び未然防止処置 … (略) …</p> <p>(10) 教育・訓練 … (略) …</p>	<p>別紙</p> <p>六ヶ所再処理工場 令和4年度 品質保証の実施計画</p> <p>I. 品質マネジメントシステムに係る実施計画</p> <p>1. 保安活動等の実施</p> <p>(1) 品質方針の設定、周知 … (略) …</p> <p>(2) 品質目標の設定、周知 社長は、監査室長、<u>調達室長</u>、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長に、所管する業務方針に基づく品質目標を設定させ、当該業務を行う社員に周知させる。</p> <p>(3) 社長による評価 … (略) …</p> <p>(4) 文書及び記録の管理 監査室長、<u>調達室長</u>、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、「廃棄物管理施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書（以下、「文書類」という。）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理する。</p> <p>(5) 保安活動の実施 … (略) …</p> <p>(6) 調達 … (略) …</p> <p>(7) 内部監査 … (略) …</p> <p>(8) 不適合管理 … (略) …</p> <p>(9) 是正処置及び未然防止処置 … (略) …</p> <p>(10) 教育・訓練 … (略) …</p>

品質保証の実施計画書（令和4年度） 訂正前後比較表

訂正前

訂正後

2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組み

(1) 安全・品質改革委員会の活動
… (略) …

(2) 安全・品質本部による事業部の品質マネジメントシステムに係る活動の支援

… (略) …

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議
… (略) …

(2) 再処理事業部と協力会社との連携

… (略) …

4. 安全・品質改革検証委員会

… (略) …

5. その他

(1) 全社安全大会の開催

(2) 品質月間行事の実施

II. 常設の第三者外部監査機関の監査

… (略) …

以上

2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組み

(1) 安全・品質改革委員会の活動
… (略) …

(2) 安全・品質本部による事業部の品質マネジメントシステムに係る活動の支援

… (略) …

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議
… (略) …

(2) 再処理事業部と協力会社との連携

… (略) …

4. 安全・品質改革検証委員会

… (略) …

5. その他

(1) 全社安全大会の開催

(2) 品質月間行事の実施

II. 常設の第三者外部監査機関の監査

… (略) …

以上

※1 記載漏れ箇所訂正

品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果報告書
(令和4年度上期報告)

2022安品品発第59号

令和4年10月28日

青森県知事

三村 申吾 殿

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第6条第1項の品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果について別紙のとおり報告します。

以上

六ヶ所再処理工場
品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果
(令和4年度上期報告)

I. 品質マネジメントシステムに係る実施結果

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

期間中（上期）における令和4年度の品質方針に変更はなかった。

(2) 品質目標の設定、周知

(監査室)

期間中（上期）における令和4年度の品質目標に変更はなかった。

(調達室)

期間中（上期）における令和4年度の品質目標に変更はなかった。

(安全・品質本部)

安全・品質本部長は、原子力防災対応力の向上のため、令和4年度の品質目標を、8月23日に改正し、同日、電子メール等により安全・品質本部内へ周知した。

(再処理事業部)

期間中（上期）における令和4年度の品質目標に変更はなかった。

(技術本部)

期間中（上期）における令和4年度の品質目標に変更はなかった。

(3) 社長による評価

期間中（上期）にマネジメントレビューの開催はなかった。

(4) 文書及び記録の管理

監査室長、調達室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、「再処理施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書（以下、「文書類」という。）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

(5) 保安活動の実施

(監査室)

監査室長は、文書類に従い、監査に係る業務を実施した。

(安全・品質本部)

安全・品質本部長は、文書類に従い、品質マネジメントシステムに係る業務を実施した。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、文書類に従い、再処理施設の操作、核燃料物質の管理、施設管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時の措置に係る業務を実施した実施した。

○特記事項

令和4年7月2日、再処理工場において、高レベル廃液ガラス固化建屋における供給液槽Bの安全冷却機能の一時喪失（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3に基づく報告事象）が発生した。

本事象の原因と対策を取りまとめ、「六ヶ所再処理工場における使用済燃料の受入れ及び貯蔵並びにアクティブ試験に伴う使用済燃料等の取扱いに当たっての周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」第12条第1項の規定に基づき、令和4年7月19日に青森県及び六ヶ所村に報告書を提出した。また、問題点の整理や対策の記載を拡充し、改正版として令和4年9月5日に青森県及び六ヶ所村に提出した。

なお、報告書及び改正版は、提出日と同日に当社ホームページで公開した。

(技術本部)

技術本部長は、文書類に従い、再処理施設の施設管理に係る業務を実施した。

(6) 調達

調達室長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、調達先の評価を行い、物品及び役務の調達については調達製品への要求事項を明確にした。

(7) 内部監査

監査室長は、文書類に従い策定した監査計画に基づき、以下の内部監査を実施している。

- ・再処理事業部に対する内部監査：7月～（実施中）
- ・技術本部に対する内部監査：7月～（実施中）

(8) 不適合管理

監査室長、調達室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、不適合を確実に識別し、処置及び記録した。なお、検出された不適合については当社ホームページで公開した。

(9) 是正処置及び未然防止処置

監査室長、調達室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価した。

(10) 教育・訓練

再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、再処理施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように、関係法令及び保安規定の遵守に関すること、再処理施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること等について教育・訓練を実施した。

2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組み

(1) 安全・品質改革委員会の活動

社長は、安全・品質改革委員会を上期に9回開催し、是正処置等の実施状況、当社全体の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行った。

社長は、上期の安全・品質改革委員会の中で、監査室、調達室、安全・品質本部、再処理事業部及び技術本部による保安活動の状況を示す指標（PI）の分析・評価結果並びに令和3年度第4四半期原子力規制検査及び令和4年度第1四半期原子力規制検査の結果を確認し、必要な指示・命令を行った。

(2) 安全・品質本部による事業部の品質マネジメントシステムに係る活動の支援

安全・品質本部長は、以下の活動を通じ、各事業部の品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されるよう支援し、品質マネジメントシステムの実効性についての継続的な改善を図っている。

- ・CAPシステムの運用改善の実施
- ・マネジメントレビューの実施方法の改善

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

第27回品質保証マネジメント会議を5月17日に開催した。

(議題)

- ・再処理施設の使用前事業者検査について
- ・使用前事業者検査へ向けた品質の確保、及び今後の工事における安全の確保について

(2) 再処理事業部と協力会社との連携

再処理事業部長は、日本原燃安全推進協議会（再処理事業所）を毎月開催し、労働災害の発生状況や安全パトロールの実施結果の周知等を行うことで、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進した。

4. 安全・品質改革検証委員会

第10回安全・品質改革検証委員会を8月1日に開催した。労働災害根絶に向けた取り組みや再処理工場のしゅん工、ウラン濃縮工場の運転再開に向けた取り組みについて報告し、助言をいただいた。

また、その議事概要について8月23日に当社ホームページで公開した。

5. その他

(1) 全社安全大会

全社安全大会を、当社及び協力会社の社員を対象として、7月6日に開催した。

(参加者：約300人)

(2) 品質月間行事の実施

期間中（上期）の品質月間行事に係る活動はなかった。

Ⅱ. 常設の第三者外部監査機関の監査結果

実施状況：監査室、安全・品質本部、再処理事業部及び技術本部は、LRQAリミテッドによる令和4年度第1回定期監査を受けた。

（監査実施日：監査室 7月21日及び7月22日

安全・品質本部 7月21日及び7月22日

再処理事業部及び技術本部 7月21日、7月25日、7月26日及び7月28日）

監査結果：「指摘事項」及び「観察事項」に該当するものはなく、「提言事項」については、監査室に対して2件、安全・品質本部に対して3件あった。

（令和4年10月28日、青森県及び六ヶ所村へ以下の報告書を提出）

・2022年度 第1回 第三者定期監査結果の報告について

以 上

六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターに係る定期報告書
(令和4年9月及び令和4年度第2四半期報告)

2022再計発第204号
令和4年10月28日

青森県危機管理局
原子力安全対策課長
竹ヶ原 仁 殿

日本原燃株式会社
常務執行役員
再処理事業部長
宮越 裕久

六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第5条第1項の下記事項について別紙のとおり報告します。

記

1. 廃棄物（ガラス固化体）受入れ・管理数量及び主要な保守状況
2. 放射線業務従事者の被ばく状況
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
4. 放射性物質の放出状況
5. 放射性液体廃棄物の保管廃棄量
6. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量

1. 廃棄物（ガラス固化体）受入れ・管理数量及び主要な保守状況（令和4年9月分）

1 ガラス固化体受入数量

当月	0（本）
累積	1830（本）

2 ガラス固化体管理数量

当月	0（本）
累積	1830（本）

3 主要な保守状況

定期事業者検査

放射線管理設備

2. 放射線業務従事者の被ばく状況（令和4年度第2四半期分）（単位：人）

	放射線 業務従 事者数	線量（mSv）区分別放射線業務従事者数					
		5以下	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超え るもの
当該四半期	502	502	0	0	0	0	0
年度							

（注1）5 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2）四半期毎の報告月に限り記載する。（年度については第4四半期に限り記載する。）

3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和4年度第2四半期分）（単位：人）

放射線業務従事者数	3月間の線量（mSv）区分別放射線業務従事者数			
	1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超え るもの
33	33	0	0	0

（注1）1 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2）妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

（注3）四半期毎の報告月に限り記載する。

4. 放射性物質の放出状況（令和4年9月分）

（単位：Bq/cm³）

放射性廃棄物の種類		測定の箇所	平均濃度
気体	放射性ルテニウム	排気口	ND
	放射性セシウム	排気口	ND

（注）NDは、検出限界未満を示す。

5. 放射性液体廃棄物の保管廃棄量（令和4年9月分）

（単位：m³）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量	累積保管廃棄量
液体	0	2.840

6. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量（令和4年9月分）

（単位：本）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量	累積保管廃棄量
固体	0	1140

（注）六ヶ所廃棄物貯蔵管理センターから発生した放射性固体廃棄物の量を200リットルドラム缶に換算した本数で示す。

令和4年度品質保証の実施計画書の訂正

2022安品品発第36号

令和4年10月28日

青森県知事

三村 申吾 殿

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

令和4年3月30日に提出した 六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第5条第1項の品質保証の実施計画について別紙のとおり訂正したことから報告します。

以 上

六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター 令和4年度 品質保証の実施計画

I. 品質マネジメントシステムに係る実施計画

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、品質方針を設定、周知し、社員の理解を深め、法令・安全協定の遵守及び原子力安全の重要性に対する認識を徹底させる。

(2) 品質目標の設定、周知

社長は、監査室長、調達室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長に、所管する業務について品質方針に基づく品質目標を設定させ、当該業務を行う社員に周知させる。

(3) 社長による評価

社長は、品質方針、品質目標を含む品質マネジメントシステムの実効性が維持されていることの評価を行う。(年1回以上)

(4) 文書及び記録の管理

監査室長、調達室長^{*1}、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、「廃棄物管理施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書(以下、「文書類」という。)に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理する。

(5) 保安活動の実施

再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理、施設管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時等の措置に係る業務を実施する。

(6) 調達

調達室長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、物品及び役務の調達を行う。

(7) 内部監査

監査室長は、文書類に従い、廃棄物管理施設の保安に係る業務等について、監査を行う。(年1回以上)

(8) 不適合管理

監査室長、調達室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、不適合が検出された場合は、文書類に従い、その不適合を確実に識別し、適切な処置を行い、その結果を記録する。

(9) 是正処置及び未然防止処置

監査室長、調達室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価する。

(10) 教育・訓練

再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、廃棄物管理施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように教育・訓練を実施する。

2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組み

(1) 安全・品質改革委員会の活動

社長を委員長とした安全・品質改革委員会により、当社全体の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行う。

(2) 安全・品質本部による事業部の品質マネジメントシステムに係る活動の支援

安全・品質本部長は、社長の補佐として、品質マネジメントシステムの重要性を認識させ、継続的にパフォーマンスが向上するよう、再処理事業部及び技術本部を支援する。

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

社長は、当社と協力会社の経営層からなる「品質保証マネジメント会議」を開催し、当社と協力会社が一体となった品質マネジメントシステムに係る活動を推進する。(年1回以上)

(2) 再処理事業部と協力会社との連携

再処理事業部長は、日本原燃安全推進協議会(再処理事業所)及び安全パトロールを開催し、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進する。

4. 安全・品質改革検証委員会

社長は、社外有識者等からなる「安全・品質改革検証委員会」を開催し、当社の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況について、評価・助言を受ける。

5. その他

- (1) 全社安全大会の開催
- (2) 品質月間行事の実施

II. 常設の第三者外部監査機関の監査

安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、第三者外部監査機関による定期的な監査を受ける。(年2回)

監査室長は、文書類に従い、第三者外部監査機関による定期的な監査を受ける。(年1回)

以 上

※1 記載漏れ箇所の訂正

品質保証の実施計画書（令和4年度） 訂正前後比較表

訂正前	訂正後
<p>別紙</p> <p>六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター 令和4年度 品質保証の実施計画</p> <p>I. 品質マネジメントシステムに係る実施計画</p> <p>1. 保安活動等の実施</p> <p>(1) 品質方針の設定、周知 … (略) …</p> <p>(2) 品質目標の設定、周知 … (略) …</p> <p>(3) 社長による評価 … (略) …</p> <p>(4) 文書及び記録の管理 監査室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、「廃棄物管理施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書（以下、「文書類」という。）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理する。</p> <p>(5) 保安活動の実施 … (略) …</p> <p>(6) 調達 … (略) …</p> <p>(7) 内部監査 … (略) …</p> <p>(8) 不適合管理 … (略) …</p> <p>(9) 是正処置及び未然防止処置 … (略) …</p> <p>(10) 教育・訓練 … (略) …</p>	<p>別紙</p> <p>六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター 令和4年度 品質保証の実施計画</p> <p>I. 品質マネジメントシステムに係る実施計画</p> <p>1. 保安活動等の実施</p> <p>(1) 品質方針の設定、周知 … (略) …</p> <p>(2) 品質目標の設定、周知 … (略) …</p> <p>(3) 社長による評価 … (略) …</p> <p>(4) 文書及び記録の管理 監査室長、<u>調達室長*</u>、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、「廃棄物管理施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書（以下、「文書類」という。）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理する。</p> <p>(5) 保安活動の実施 … (略) …</p> <p>(6) 調達 … (略) …</p> <p>(7) 内部監査 … (略) …</p> <p>(8) 不適合管理 … (略) …</p> <p>(9) 是正処置及び未然防止処置 … (略) …</p> <p>(10) 教育・訓練 … (略) …</p>

品質保証の実施計画書（令和4年度） 訂正前後比較表

訂正前

訂正後

2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組み

(1) 安全・品質改革委員会の活動
… (略) …

(2) 安全・品質本部による事業部の品質マネジメントシステムに係る活動の支援

… (略) …

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議
… (略) …

(2) 再処理事業部と協力会社との連携

… (略) …

4. 安全・品質改革検証委員会

… (略) …

5. その他

(1) 全社安全大会の開催

(2) 品質月間行事の実施

II. 常設の第三者外部監査機関の監査

… (略) …

以上

2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組み

(1) 安全・品質改革委員会の活動
… (略) …

(2) 安全・品質本部による事業部の品質マネジメントシステムに係る活動の支援

… (略) …

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議
… (略) …

(2) 再処理事業部と協力会社との連携

… (略) …

4. 安全・品質改革検証委員会

… (略) …

5. その他

(1) 全社安全大会の開催

(2) 品質月間行事の実施

II. 常設の第三者外部監査機関の監査

… (略) …

以上

※1 記載漏れ箇所訂正

品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果報告書
(令和4年度上期報告)

2022安品品発第58号

令和4年10月28日

青森県知事

三村 申吾 殿

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第5条第1項の品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果について別紙のとおり報告します。

以上

六ヶ所高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター
品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果
(令和4年度上期報告)

I. 品質マネジメントシステムに係る実施結果

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

期間中（上期）における令和4年度の品質方針に変更はなかった。

(2) 品質目標の設定、周知

(監査室)

期間中（上期）における令和4年度の品質目標に変更はなかった。

(調達室)

期間中（上期）における令和4年度の品質目標に変更はなかった。

(安全・品質本部)

安全・品質本部長は、原子力防災対応力の向上のため、令和4年度の品質目標を、8月23日に改正し、同日、電子メール等により安全・品質本部内へ周知した。

(再処理事業部)

期間中（上期）における令和4年度の品質目標に変更はなかった。

(技術本部)

期間中（上期）における令和4年度の品質目標に変更はなかった。

(3) 社長による評価

期間中（上期）にマネジメントレビューの開催はなかった。

(4) 文書及び記録の管理

監査室長、調達室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、「廃棄物管理施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書（以下、「文書類」という。）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

(5) 保安活動の実施

(監査室)

監査室長は、文書類に従い、監査に係る業務を実施した。

(安全・品質本部)

安全・品質本部長は、文書類に従い、品質マネジメントシステムに係る業務を実施

した。

(再処理事業部)

再処理事業部長は、文書類に従い、廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理、施設管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時等の措置に係る業務を実施した。

(技術本部)

技術本部長は、文書類に従い、廃棄物管理施設の施設管理に係る業務を実施した。

(6) 調達

調達室長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、調達先の評価を行い、物品及び役務の調達については調達製品への要求事項を明確にした。

(7) 内部監査

監査室長は、文書類に従い策定した監査計画に基づき、以下の内部監査を実施している。

- ・再処理事業部に対する内部監査：7月～（実施中）
- ・技術本部に対する内部監査：7月～（実施中）

(8) 不適合管理

監査室長、調達室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、不適合を確実に識別し、処置及び記録した。なお、検出された不適合については当社ホームページで公開した。

(9) 是正処置及び未然防止処置

監査室長、調達室長、安全・品質本部長、再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価した。

(10) 教育・訓練

再処理事業部長及び技術本部長は、文書類に従い、廃棄物管理施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように、関係法令及び保安規定の遵守に関すること、廃棄物管理施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること等について教育・訓練を実施した。

2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組み

(1) 安全・品質改革委員会の活動

社長は、安全・品質改革委員会を上期に9回開催し、是正処置等の実施状況、当社全体の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行った。

社長は、上期の安全・品質改革委員会の中で、監査室、調達室、安全・品質本部及、再処理事業部及び技術本部による保安活動の状況を示す指標（PI）の分析・評価結果並びに令和3年度第4四半期原子力規制検査及び令和4年度第1四半期原子力規制検査の結果を確認し、必要な指示・命令を行った。

(2) 安全・品質本部による事業部の品質マネジメントシステムに係る活動の支援

安全・品質本部長は、以下の活動を通じ、各事業部の品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されるよう支援し、品質マネジメントシステムの実効性についての継続的な改善を図っている。

- ・CAPシステムの運用改善の実施
- ・マネジメントレビューの実施方法の改善

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

第27回品質保証マネジメント会議を5月17日に開催した。

(議題)

- ・再処理施設の使用前事業者検査について
- ・使用前事業者検査へ向けた品質の確保、及び今後の工事における安全の確保について

(2) 再処理事業部と協力会社との連携

再処理事業部長は、日本原燃安全推進協議会（再処理事業所）を毎月開催し、労働災害の発生状況や安全パトロールの実施結果の周知等を行うことで、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進した。

4. 安全・品質改革検証委員会

第10回安全・品質改革検証委員会を8月1日に開催した。労働災害根絶に向けた取り組みや再処理工場のしゅん工、ウラン濃縮工場の運転再開に向けた取り組みについて報告し、助言をいただいた。

また、その議事概要について8月23日に当社ホームページで公開した。

5. その他

(1) 全社安全大会

全社安全大会を、当社及び協力会社の社員を対象として、7月6日に開催した。

(参加者：約300人)

(2) 品質月間行事の実施

期間中（上期）の品質月間行事に係る活動はなかった。

Ⅱ. 常設の第三者外部監査機関の監査結果

実施状況：監査室、安全・品質本部、再処理事業部及び技術本部は、LRQAリミテッドによる令和4年度第1回定期監査を受けた。

（監査実施日：監査室 7月21日及び7月22日

安全・品質本部 7月21日及び7月22日

再処理事業部及び技術本部 7月21日、7月25日、7月26日及び7月28日）

監査結果：「指摘事項」及び「観察事項」に該当するものはなく、「提言事項」については、監査室に対して2件、安全・品質本部に対して3件あった。

（令和4年10月28日、青森県及び六ヶ所村へ以下の報告書を提出）

・2022年度 第1回 第三者定期監査結果の報告について

以 上

廃棄物埋設センターに係る定期報告書
(令和4年9月報告及び令和4年度第2四半期報告)

2022埋計発第145号
令和4年10月28日

青森県危機管理局
原子力安全対策課長
竹ヶ原 仁 殿

日本原燃株式会社
執行役員 埋設事業部長
近 江 正

六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第5条の下記事項について別紙のとおり報告します。

記

1. 廃棄物受入れ・埋設数量及び主要な保守状況
2. 放射線業務従事者の被ばく状況
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
4. 放射性物質の放出状況
5. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量
6. 地下水中の放射性物質の濃度の測定結果

1. 廃棄物受入れ・埋設数量及び主要な保守状況（令和4年9月分）

	令和4年9月	年度計
受入数量(本)	実績なし	0
埋設数量(本)	実績なし	1, 672
主要な保守状況	実績なし	
(備考) ・前年度までの累積埋設本数：335, 547本		

2. 放射線業務従事者の被ばく状況（令和4年度第2四半期分）（単位：人）

	放射線業務従事者数	線量 (mSv) 区分別放射線業務従事者数					
		5以下	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超え るもの
当該四半期	185	185	0	0	0	0	0
年度							

(注1) 5 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

(注2) 四半期毎の報告月に限り記載する。（年度については第4四半期に限り記載する。）

3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和4年度第2四半期分）（単位：本）

放射線業務従事者数	3月間の線量 (mSv) 区分別放射線業務従事者数			
	1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超え るもの
6	6	0	0	0

(注1) 1 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

(注2) 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

(注3) 四半期毎の報告月に限り記載する。

4. 放射性物質の放出状況（令和4年9月分）

（単位：Bq/cm³）

放射性廃棄物の種類		測定の箇所	平均濃度
気体	H-3	排気口	放出実績なし
	Co-60	排気口	放出実績なし
	Cs-137	排気口	放出実績なし
液体	H-3	サンプルタンク	放出実績なし
	Co-60	サンプルタンク	放出実績なし
	Cs-137	サンプルタンク	放出実績なし

5. 放射性固体廃棄物の保管廃棄量（令和4年9月分）

（単位：本）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量	累積保管廃棄量
固体	0	0

（注）六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センターから発生した放射性固体廃棄物の量を200リットルドラム缶に換算した本数で示す。

6. 地下水中の放射性物質の濃度の測定結果（令和4年9月分）

（単位：Bq/cm³）

測定結果 測定の箇所	H-3	Co-60	Cs-137
地下水監視設備（1）	ND	ND	ND
地下水監視設備（2）	ND	ND	ND
地下水監視設備（3）	ND	ND	ND
地下水監視設備（4）	ND	ND	ND
地下水監視設備（5）	ND	ND	ND
地下水監視設備（6）	ND	ND	ND
地下水監視設備（7）	ND	ND	ND

（注）NDは検出限界未満を示す。

廃棄物受入れ・埋設計画の変更について

2022埋計発第152号
令和4年10月28日

青森県知事
三村 申吾 殿

日本原燃株式会社
代表取締役社長 社長執行役員
増田 尚宏

令和4年3月30日付け2021埋計発313号および令和4年7月29日付2022埋計発第90号をもって報告した六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第5条の廃棄物受入れ・埋設計画については、別紙のとおり変更したので報告します。

以 上

令和4年度廃棄物受入れ・埋設計画

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期合計	年度総計
上 期	受入 数量 (本)							0	受入数量 10,496
	埋設 数量 (本)	1,672						1,672	
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期合計	
下 期	受入 数量 (本)	(第1回) 1,976	(第2回) 800	(第3回) 1,504	(第4回) 1,720	(第5回) 296 (第6回) 1,488	(第7回) 640 (第8回) 2,072	10,496	
	埋設 数量 (本)	80	2,520	1,440	200	1,960	2,480	8,680	
備 考	[変更内容]								
	<ul style="list-style-type: none"> ・電力会社間での調整に伴い、第1回～第3回、第7回、第8回の受入時期を変更した。 ・関西電力(株)の依頼により、第3回大飯発電所の受入数量を変更した。 ・上記変更に伴い、埋設数量を変更した。 								
	(受入数量)			(埋設数量)					
	時期	現行計画	変更後計画	時期	現行計画	変更後計画			
上期合計	1,976	0	上期合計	2,472	1,672				
下期合計	8,856	10,496	下期合計	7,880	8,680				
年度合計	10,832	10,496	年度合計	10,352	10,352				
<ul style="list-style-type: none"> ・前年度末累積受入数量:337,419本、前年度末累積埋設数量:335,547本。 ・悪天候等により、廃棄物受入れおよび埋設の時期、数量が変更になることがある。 									

(受入時期等)

受入時期	受入れ数量	輸送容器型式・容器数	搬出元
10月	1,576本	LLW-2型 197個	関西電力(株)高浜発電所
	400本	LLW-2型 50個	関西電力(株)美浜発電所
11月	800本	LLW-2型 100個	四国電力(株)伊方発電所
12月	1,504本	LLW-2型 188個	関西電力(株)大飯発電所
1月	1,720本	LLW-2型 215個	九州電力(株)玄海原子力発電所
2月	296本	LLW-2型 37個	東北電力(株)女川原子力発電所
2月	1,488本	LLW-2型 186個	中部電力(株)浜岡原子力発電所
3月	640本	LLW-2型 80個	関西電力(株)美浜発電所
3月	1,424本	LLW-2型 178個	関西電力(株)高浜発電所
	648本	LLW-2型 81個	東京電力HD(株)柏崎刈羽原子力発電所

品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果報告書
(令和4年度上期報告)

2022安品品発第57号

令和4年10月28日

青森県知事

三村 申吾 殿

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第1項の規定に基づく細則第5条第1項の品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果について別紙のとおり報告します。

以上

六ヶ所低レベル放射性廃棄物埋設センター
品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果
(令和4年度上期報告)

I. 品質マネジメントシステムに係る実施結果

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

期間中（上期）における令和4年度の品質方針に変更はなかった。

(2) 品質目標の設定、周知

(監査室)

期間中（上期）における令和4年度の品質目標に変更はなかった。

(調達室)

期間中（上期）における令和4年度の品質目標に変更はなかった。

(安全・品質本部)

安全・品質本部長は、原子力防災対応力の向上のため、令和4年度の品質目標を、8月23日に改正し、同日、電子メール等により安全・品質本部内へ周知した。

(埋設事業部)

埋設事業部長は、令和4年度の品質目標を以下のとおり改正し、埋設事業部内へ周知した。

- ・埋設事業部長レビューを踏まえた見直しのため、4月28日に改正し、同日、電子メール等により埋設事業部内へ周知した。
- ・組織改正に伴う責任者の見直しのため、7月19日に改正し、7月20日、電子メール等により埋設事業部内へ周知した。

(3) 社長による評価

期間中（上期）にマネジメントレビューの開催はなかった。

(4) 文書及び記録の管理

監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び埋設事業部長は、「廃棄物埋設施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書（以下、「文書類」という。）に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

(5) 保安活動の実施

(監査室)

監査室長は、文書類に従い、監査に係る業務を実施した。

(安全・品質本部)

安全・品質本部長は、文書類に従い、品質マネジメントシステムに係る業務を実施した。

(埋設事業部)

埋設事業部長は、文書類に従い、廃棄物埋設管理、施設管理、廃棄物埋設地の保全、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時等の措置に係る業務を実施した。

(6) 調達

調達室長及び埋設事業部長は、文書類に従い、調達先の評価を行い、物品及び役務の調達については調達製品への要求事項を明確にした。

(7) 内部監査

期間中（上期）の内部監査はなかった。

(8) 不適合管理

監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び埋設事業部長は、文書類に従い、不適合を確実に識別し、処置及び記録した。なお、検出された不適合については当社ホームページで公開した。

(9) 是正処置及び未然防止処置

監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び埋設事業部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価した。

(10) 教育・訓練

埋設事業部長は、文書類に従い、廃棄物埋設施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように、関係法令及び保安規定の遵守に関すること、廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること等について教育・訓練を実施した。

2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組み

(1) 安全・品質改革委員会の活動

社長は、安全・品質改革委員会を上期に9回開催し、是正処置等の実施状況、当社全体の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行った。

社長は、上期の安全・品質改革委員会の中で、監査室、調達室、安全・品質本部及び埋設事業部による保安活動の状況を示す指標（PI）の分析・評価結果並びに令和3年度第4四半期原子力規制検査及び令和4年度第1四半期原子力規制検査の結果を確認し、必要な指示・命令を行った。

(2) 安全・品質本部による事業部の品質マネジメントシステムに係る活動の支援

安全・品質本部長は、以下の活動を通じ、各事業部の品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されるよう支援し、品質マネジメントシステムの実効性についての継続的な改善を図っている。

- ・CAPシステムの運用改善の実施
- ・マネジメントレビューの実施方法の改善

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

第27回品質保証マネジメント会議を5月17日に開催した。

(議題)

- ・再処理施設の使用前事業者検査について
- ・使用前事業者検査へ向けた品質の確保、及び今後の工事における安全の確保について

(2) 埋設事業部と協力会社との連携

埋設事業部長は、日本原燃安全推進協議会（埋設事業部）を毎月開催し、労働災害の発生状況や安全パトロールの実施結果の周知等を行うことで、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進した。

4. 安全・品質改革検証委員会

第10回安全・品質改革検証委員会を8月1日に開催した。労働災害根絶に向けた取組みや再処理工場のしゅん工、ウラン濃縮工場の運転再開に向けた取組みについて報告し、助言をいただいた。

また、その議事概要について8月23日に当社ホームページで公開した。

5. その他

(1) 全社安全大会

全社安全大会を、当社及び協力会社の社員を対象として、7月6日に開催した。

(参加者：約300人)

(2) 品質月間行事の実施

期間中（上期）の品質月間行事に係る活動はなかった。

II. 常設の第三者外部監査機関の監査結果

実施状況：監査室、安全・品質本部及び埋設事業部は、LRQAリミテッドによる令和4年度第1回定期監査を受けた。

（監査実施日：監査室 7月21日及び7月22日

安全・品質本部 7月21日及び7月22日

埋設事業部 7月21日、7月28日及び7月29日）

監査結果：「指摘事項」及び「観察事項」に該当するものはなく、「提言事項」については、監査室に対して2件、安全・品質本部に対して3件あった。

（令和4年10月28日、青森県及び六ヶ所村へ以下の報告書を提出）

・2022年度 第1回 第三者定期監査結果の報告について

以 上

六ヶ所ウラン濃縮工場に係る定期報告書
(令和4年9月及び令和4年度第2四半期報告)

2022濃運発第90号
令和4年10月28日

青森県危機管理局
原子力安全対策課長
竹ヶ原 仁 殿

日本原燃株式会社
常務執行役員
濃縮事業部長
鶴来 俊弘

六ヶ所ウラン濃縮工場周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第10条第1項の規定に基づく細則第6条第1項の下記事項について別紙のとおり報告します。

記

1. 運転状況及び主要な保守状況
2. 放射線業務従事者の被ばく状況
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況
(四半期毎の報告月に限り記載する。)
4. 放射性物質及びフッ素化合物の放出状況
5. 放射性廃棄物の保管廃棄量
6. 核燃料物質の在庫量
(半期毎の報告月に限り記載する。)

1. 運転状況及び主要な保守状況（令和4年9月分）

		令和4年9月
運 転 状 況	RE-1A	※1
	RE-1B	※2
	RE-1C	※3
	RE-1D	※4
	RE-2A	※5
	RE-2B	※6
	RE-2C	※7
主要な保守状況		定期事業者検査 ・実績なし
(備考) ※1 RE-1A：生産運転停止中（H12. 4. 3～） ※2 RE-1B：生産運転停止中（H14.12.19～） ※3 RE-1C：生産運転停止中（H15. 6.30～） ※4 RE-1D：生産運転停止中（H17.11.30～） ※5 RE-2A：生産運転停止中（H29. 9.12～） ※6 RE-2B：生産運転停止中（H22.12.15～） ※7 RE-2C：生産運転停止中（H20. 2.12～）		

2. 放射線業務従事者の被ばく状況（令和4年度第2四半期分）

ウラン濃縮施設

（単位：人）

	放射線業務従事者数	線量（mSv）区分別放射線業務従事者数					
		5以下	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超え るもの
当該四半期	931	931	0	0	0	0	0
年度							

その他施設（研究開発棟）

（単位：人）

	放射線業務従事者数	線量（mSv）区分別放射線業務従事者数					
		5以下	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超え るもの
当該四半期	81	81	0	0	0	0	0
年度							

（注1） 5 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 四半期毎の報告月に限り記載する。（年度については第4四半期に限り記載する。）

3. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和4年度第2四半期分）

ウラン濃縮施設

（単位：人）

放射線業務従事者数	3月間の線量（mSv）区分別放射線業務従事者数			
	1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超え るもの
15	15	0	0	0

その他施設（研究開発棟）

（単位：人）

放射線業務従事者数	3月間の線量（mSv）区分別放射線業務従事者数			
	1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超え るもの
2	2	0	0	0

（注1） 1 mSv以下については、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

（注3） 四半期毎の報告月に限り記載する。

4. 放射性物質及びフッ素化合物の放出状況（令和4年9月分）

ウラン濃縮施設

放射性廃棄物等の種類		測定の箇所	平均濃度	
ウラン	気体	排気口	N D	(Bq/cm ³)
	液体	処理水ピット	N D	(Bq/cm ³)
フッ素化合物	気体 (HF)	排気口	N D	(mg/m ³)
	液体 (F)	処理水ピット	N D	(mg/リットル)

その他施設（研究開発棟）

放射性廃棄物等の種類		測定の箇所	平均濃度	
ウラン	気体	排気口	N D	(Bq/cm ³)
	液体	処理水ピット	放出実績なし	(Bq/cm ³)
フッ素化合物	気体 (HF)	排気口	N D	(mg/m ³)
	液体 (F)	処理水ピット	放出実績なし	(mg/リットル)

(注) NDは、検出限界未満を示す。

5. 放射性廃棄物の保管廃棄量（令和4年9月分）

ウラン濃縮施設

（単位：本）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量	累積保管廃棄量
放射性固体廃棄物 （使用済遠心機を除く）	98	14,749
放射性液体廃棄物	0	32
付着ウラン回収に伴い発生する 放射性液体廃棄物	0	61
付着ウラン回収に伴い発生する 放射性気体廃棄物	0	0

（単位：tSWU／年相当分）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量	累積保管廃棄量
放射性固体廃棄物 （使用済遠心機）	0	150

その他施設（研究開発棟）

（単位：本）

放射性廃棄物の種類	当該期間の保管廃棄量	累積保管廃棄量
放射性固体廃棄物	17	1,337
放射性液体廃棄物	0	46

（注1）放射性固体廃棄物（使用済遠心機を除く）および放射性固体廃棄物については、200リットルドラム缶換算本数で示す。

（注2）放射性液体廃棄物については、20リットルドラム缶換算本数で示す。

（注3）付着ウラン回収に伴い発生する放射性液体廃棄物および付着ウラン回収に伴い発生する放射性気体廃棄物については、80kgボンベ換算本数で示す。

（注4）放射性固体廃棄物（使用済遠心機）については、遠心分離機の分離作業能力換算数で示す。

6. 核燃料物質の在庫量（令和4年9月末現在）

ウラン濃縮施設

（単位：本）

	天然ウラン	濃縮ウラン	劣化ウラン	回収した 付着ウラン
在庫量	4 1	1 4 0	1 , 1 3 6	6

その他施設（研究開発棟）

（単位：本）

	天然ウラン	濃縮ウラン	劣化ウラン
在庫量	2	0	0

（注1）六フッ化ウランの在庫量をシリンダ本数で示す。

（注2）半期毎の報告月に限り記載する。

令和4年度品質保証の実施計画書の変更

2022安品品発第35号

令和4年10月28日

青森県知事

三村 申吾 殿

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

令和4年3月30日に提出した 六ヶ所ウラン濃縮工場周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第10条第1項の規定に基づく細則第6条第1項の品質保証の実施計画について別紙のとおり変更したことから報告します。

以上

六ヶ所ウラン濃縮工場 令和4年度 品質保証の実施計画

I. 品質マネジメントシステムに係る実施計画

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、品質方針を設定、周知し、社員の理解を深め、法令・安全協定の遵守及び原子力安全の重要性に対する認識を徹底させる。

(2) 品質目標の設定、周知

社長は、監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び濃縮事業部長に、所管する業務について品質方針に基づく品質目標を設定させ、当該業務を行う社員に周知させる。

(3) 社長による評価

社長は、品質方針、品質目標を含む品質マネジメントシステムの実効性が維持されていることの評価を行う。(年1回以上)

(4) 文書及び記録の管理

監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び濃縮事業部長は、「加工施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書(以下、「文書類」という。)に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理する。

(5) 保安活動の実施

濃縮事業部長は、文書類に従い、加工施設の操作、核燃料物質の管理、施設管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び^{*1}非常時の措置に係る業務を実施する。

(6) 調達

調達室長及び濃縮事業部長は、文書類に従い、物品及び役務の調達を行う。

(7) 内部監査

監査室長は、文書類に従い、加工施設の保安に係る業務等について、監査を行う。(年1回以上)

(8) 不適合管理

監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び濃縮事業部長は、不適合が検出された場合は、文書類に従い、その不適合を確実に識別し、適切な処置を行い、その結果を記録する。

(9) 是正処置及び未然防止処置

監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び濃縮事業部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価する。

(10) 教育・訓練

濃縮事業部長は、文書類に従い、加工施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように教育・訓練を実施する。

2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組み

(1) 安全・品質改革委員会の活動

社長を委員長とした安全・品質改革委員会により、当社全体の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行う。

(2) 安全・品質本部による事業部の品質マネジメントシステムに係る活動の支援

安全・品質本部長は、社長の補佐として、品質マネジメントシステムの重要性を認識させ、継続的にパフォーマンスが向上するよう、濃縮事業部を支援する。

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

社長は、当社と協力会社の経営層からなる「品質保証マネジメント会議」を開催し、当社と協力会社が一体となった品質マネジメントシステムに係る活動を推進する。(年1回以上)

(2) 濃縮事業部と協力会社との連携

濃縮事業部長は、日本原燃安全推進協議会(濃縮事業部)及び安全パトロールを開催し、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進する。

4. 安全・品質改革検証委員会

社長は、社外有識者等からなる「安全・品質改革検証委員会」を開催し、当社の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況について、評価・助言を受ける。

5. その他

(1) 全社安全大会の開催

(2) 品質月間行事の実施

Ⅱ. 常設の第三者外部監査機関の監査

安全・品質本部長及び濃縮事業部長は、文書類に従い、第三者外部監査機関による定期的な監査を受ける。(年2回)

監査室長は、文書類に従い、第三者外部監査機関による定期的な監査を受ける。(年1回)

以 上

※1 保安規定改正に伴う記載の適正化（他施設の保安規定との整合を踏まえた記載の適正化）（6月30日、保安規定施行）

品質保証の実施計画書（令和4年度）変更前後比較表

変更前	変更後
<p>六ヶ所ウラン濃縮工場 令和4年度 品質保証の実施計画</p> <p>I. 品質マネジメントシステムに係る実施計画</p> <p>1. 保安活動等の実施</p> <p>(1) 品質方針の設定、周知 …省略…</p> <p>(2) 品質目標の設定、周知 …省略…</p> <p>(3) 社長による評価 …省略…</p> <p>(4) 文書及び記録の管理 …省略…</p> <p>(5) 保安活動の実施 濃縮事業部長は、文書類に従い、加工施設の操作、核燃料物質の管理、施設管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、<u>火災防護活動のための体制の整備、自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備、</u><u>※1</u>非常時の措置に係る業務を実施する。</p> <p>(6) 調達 …省略…</p> <p>(7) 内部監査 …省略…</p> <p>(8) 不適合管理 …省略…</p> <p>(9) 是正処置及び未然防止処置 …省略…</p> <p>(10) 教育・訓練 …省略…</p>	<p>六ヶ所ウラン濃縮工場 令和4年度 品質保証の実施計画</p> <p>I. 品質マネジメントシステムに係る実施計画</p> <p>1. 保安活動等の実施</p> <p>(1) 品質方針の設定、周知 …省略…</p> <p>(2) 品質目標の設定、周知 …省略…</p> <p>(3) 社長による評価 …省略…</p> <p>(4) 文書及び記録の管理 …省略…</p> <p>(5) 保安活動の実施 濃縮事業部長は、文書類に従い、加工施設の操作、核燃料物質の管理、施設管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び※1非常時の措置に係る業務を実施する。</p> <p>(6) 調達 …省略…</p> <p>(7) 内部監査 …省略…</p> <p>(8) 不適合管理 …省略…</p> <p>(9) 是正処置及び未然防止処置 …省略…</p> <p>(10) 教育・訓練 …省略…</p>

品質保証の実施計画書（令和4年度）変更前後比較表

変更前

変更後

2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組み

(1) 安全・品質改革委員会の活動

…省略…

(2) 安全・品質本部による事業部の品質マネジメントシステムに係る活動の支援

…省略…

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

…省略…

(2) 濃縮事業部と協力会社との連携

…省略…

4. 安全・品質改革検証委員会

…省略…

5. その他

(1) 全社安全大会の開催

(2) 品質月間行事の実施

II. 常設の第三者外部監査機関の監査

…省略…

以上

2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組み

(1) 安全・品質改革委員会の活動

…省略…

(2) 安全・品質本部による事業部の品質マネジメントシステムに係る活動の支援

…省略…

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

…省略…

(2) 濃縮事業部と協力会社との連携

…省略…

4. 安全・品質改革検証委員会

…省略…

5. その他

(1) 全社安全大会の開催

(2) 品質月間行事の実施

II. 常設の第三者外部監査機関の監査

…省略…

以上

※1 保安規定改正に伴う記載の適正化（他施設の保安規定との整合を踏まえた記載の適正化）（6月30日、保安規定施行）

品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果報告書
(令和4年度上期報告)

2022安品品発第56号

令和4年10月28日

青森県知事

三村 申吾 殿

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏

六ヶ所ウラン濃縮工場周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第10条第1項の規定に基づく細則第6条第1項の品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果について別紙のとおり報告します。

以 上

六ヶ所ウラン濃縮工場
品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果
(令和4年度上期報告)

I. 品質マネジメントシステムに係る実施結果

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

期間中(上期)における令和4年度の品質方針に変更はなかった。

(2) 品質目標の設定、周知

(監査室)

期間中(上期)における令和4年度の品質目標に変更はなかった。

(調達室)

期間中(上期)における令和4年度の品質目標に変更はなかった。

(安全・品質本部)

安全・品質本部長は、原子力防災対応力の向上のため、令和4年度の品質目標を、8月23日に改正し、同日、電子メール等により安全・品質本部内へ周知した。

(濃縮事業部)

濃縮事業部長は、生産運転再開時期の変更のため、令和4年度の品質目標を、8月10日に改正し、同日、電子メール等により濃縮事業部内へ周知した。

(3) 社長による評価

期間中(上期)にマネジメントレビューの開催はなかった。

(4) 文書及び記録の管理

監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び濃縮事業部長は、「加工施設保安規定」、「原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程」及び関連文書(以下、「文書類」という。)に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

(5) 保安活動の実施

(監査室)

監査室長は、文書類に従い、監査に係る業務を実施した。

(安全・品質本部)

安全・品質本部長は、文書類に従い、品質マネジメントシステムに係る業務を実施した。

(濃縮事業部)

濃縮事業部長は、文書類に従い、加工施設の操作、核燃料物質の管理、施設管理、

放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時の措置に係る業務を実施した。

(6) 調達

調達室長及び濃縮事業部長は、文書類に従い、調達先の評価を行い、物品及び役務の調達については調達製品への要求事項を明確にした。

(7) 内部監査

監査室長は、文書類に従い策定した監査計画に基づき、以下の内部監査を実施した。

・濃縮事業部に対する内部監査：7月～9月

監査結果：濃縮事業部について、「安全文化に関する活動の主体が保安規定で定めた組織外のグループが実施していることの是正」の指摘事項が1件、「是正処置要否の判断の運用（処理停滞防止など）の改善」の観察事項が1件及び「是正処置／未然防止処置の実効性レビュー報告書の誤記修正」などの修正事項が4件あった。また、提案事項が16件あった。

(8) 不適合管理

監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び濃縮事業部長は、文書類に従い、不適合を確実に識別し、処置及び記録した。なお、検出された不適合については当社ホームページで公開した。

(9) 是正処置及び未然防止処置

監査室長、調達室長、安全・品質本部長及び濃縮事業部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価した。

(10) 教育・訓練

濃縮事業部長は、文書類に従い、加工施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように、関係法令及び保安規定の遵守に関すること、加工施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること等について教育・訓練を実施した。

2. 品質マネジメントシステムに係る活動の改善に向けた取組み

(1) 安全・品質改革委員会の活動

社長は、安全・品質改革委員会を上期に9回開催し、是正処置等の実施状況、当社全体の品質マネジメントシステムに係る活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行った。

社長は、上期の安全・品質改革委員会の中で、監査室、調達室、安全・品質本部及び濃縮事業部による保安活動の状況を示す指標（PI）の分析・評価結果並びに令和3年度第4四半期原子力規制検査及び令和4年度第1四半期原子力規制検査の結果を確認し、必要な指示・命令を行った。

(2) 安全・品質本部による事業部の品質マネジメントシステムに係る活動の支援

安全・品質本部長は、以下の活動を通じ、各事業部の品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されるよう支援し、品質マネジメントシステムの実効性についての継続的な改善を図っている。

- ・CAPシステムの運用改善の実施
- ・マネジメントレビューの実施方法の改善

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

第27回品質保証マネジメント会議を5月17日に開催した。

(議題)

- ・再処理施設の使用前事業者検査について
- ・使用前事業者検査へ向けた品質の確保、及び今後の工事における安全の確保について

(2) 濃縮事業部と協力会社との連携

濃縮事業部長は、日本原燃安全推進協議会（濃縮事業部）を毎月開催し、労働災害の発生状況や安全パトロールの実施結果の周知などを行うことで、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進した。

4. 安全・品質改革検証委員会

第10回安全・品質改革検証委員会を8月1日に開催した。労働災害根絶に向けた取組みや再処理工場のしゅん工、ウラン濃縮工場の運転再開に向けた取組みについて報告し、助言をいただいた。

また、その議事概要について8月23日に当社ホームページで公開した。

5. その他

(1) 全社安全大会の開催

全社安全大会を、当社及び協力会社の社員を対象として、7月6日に開催した。

(参加者：約300人)

(2) 品質月間行事の実施

期間中（上期）の品質月間行事に係る活動はなかった。

Ⅱ. 常設の第三者外部監査機関の監査結果

実施状況：監査室、安全・品質本部及び濃縮事業部は、LRQAリミテッドによる令和4年度第1回定期監査を受けた。

（監査実施日：監査室 7月21日及び7月22日

安全・品質本部 7月21日及び7月22日

濃縮事業部 7月21日、7月27日及び7月29日）

監査結果：「指摘事項」及び「観察事項」に該当するものはなく、「提言事項」については、監査室に対して2件、安全・品質本部に対して3件あった。

（令和4年10月28日、青森県及び六ヶ所村へ以下の報告書を提出）

・2022年度 第1回 第三者定期監査結果の報告について

以 上

東通原子力発電所に係る定期報告書
(令和4年9月分および令和4年度第2四半期分)

令和4年10月28日

青森県危機管理局
原子力安全対策課長
竹ヶ原 仁 殿

東北電力株式会社
執行役員
東通原子力発電所長
青 木 宏 昭

東通原子力発電所周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第10条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり報告します。

記

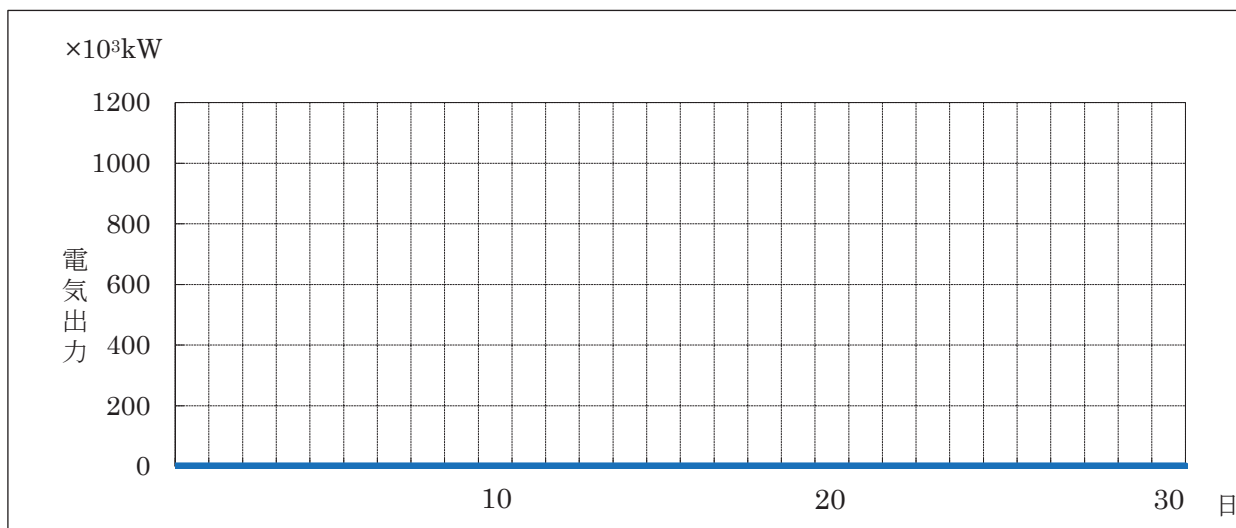
1. 発電所の運転保守状況
 - (1) 運転状況
 - (2) 新燃料の貯蔵状況
 - (3) 使用済燃料の貯蔵状況
 - (4) 主要な保守状況
2. 放射性固体廃棄物の保管量
 - (1) 固体廃棄物貯蔵所
 - (2) 使用済燃料プール
 - (3) タンク等
3. 放射線業務従事者の被ばく状況
4. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況

以上

1. 発電所の運転保守状況

(1) 運転状況 (令和4年9月分)

① 電気出力



② 運転状況等

年月日時分	内容
令和4年9月1日～令和4年9月30日	第4回定期事業者検査中

(2) 新燃料の貯蔵状況 (令和4年度第2四半期分)

(単位:体)

前期末貯蔵数量	当期搬入数量	当期装荷数量	当期搬出数量	当期末貯蔵数量
292	0	0	0	292
(備考)				

(注) 四半期毎の報告月に限り記載する。

(3) 使用済燃料の貯蔵状況 (令和4年9月分)

(単位:体)

前月末貯蔵数量	当月発生数量	当月装荷数量	当月搬出数量	当月末貯蔵数量
600	0	0	0	600
(備考)				

(4) 主要な保守状況 (令和4年9月分)

年月日	内容
令和4年9月1日 ～9月30日	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく 定期事業者検査 ・原子炉冷却系統施設 ・計測制御系統施設 ・放射性廃棄物の廃棄施設 ・蒸気タービン本体

2. 放射性固体廃棄物の保管量（令和4年9月分）

(1) 固体廃棄物貯蔵所

(単位：本)

放射性廃棄物の種類	当月発生量	当月減少量		累計保管量
		発電所内減少	発電所外搬出	
均質固化体	0	0	0	76
雑固体	28	8	0	14800
合計	28	8	0	14876

(注) 雑固体廃棄物の量については、200リットルドラム缶に換算した本数で示す。

(2) 使用済燃料プール

(単位：本)

放射性廃棄物の種類	当月発生量	当月減少量	累計保管量
使用済制御棒	0	0	67
使用済チャンネルボックス	0	0	600
使用済中性子検出器	0	0	44
合計	0	0	711

(3) タンク等

(単位：m³)

放射性廃棄物の種類	当月発生量	当月減少量	累計保管量
使用済樹脂等	0	0	140

(注1) 小数点以下第一位を四捨五入して整数表示で記載する。

ただし、四捨五入すると「0」になる場合は、小数点第一位まで記載する。

(注2) 樹脂については、ろ過脱塩器および脱塩器に投入した量とする。

3. 放射線業務従事者の被ばく状況（令和4年度第2四半期分）（単位：人）

線量 (mSv)		5以下	5を超え 15以下	15を超え 20以下	20を超え 25以下	25を超え 50以下	50を超え るもの	計
放射線 業務従 事者数	当該 四半期	446	0	0	0	0	0	446
	年度計							

（注1） 5 mSv以下には、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 四半期毎の報告月に限り記載する。（年度については第4四半期に限り記載する。）

4. 女子の放射線業務従事者の被ばく状況（令和4年度第2四半期分）（単位：人）

3月間の線量 (mSv)	1以下	1を超え 2以下	2を超え 5以下	5を超える	計
放射線業務従事者数	5	0	0	0	5

（注1） 1 mSv以下には、被ばく線量が検出限界未満の放射線業務従事者を含む。

（注2） 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。

（注3） 四半期毎の報告月に限り記載する。